

鎌倉女子大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、鎌倉女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

開学以来、建学の精神に沿って大学改革・改組を適時実施し、適切な規模と学部・学科構成を保持している。建学の精神は、理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」・目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」・姿勢「人・物・時を大切に」・方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」・体系「徳育・知育・体育の調和」の 5 つの教育的課題を包含し、募集要項や入学案内、また、広報誌「学園だより」や機関誌「緑苑」、ホームページなどさまざまなメディアを活用して、学生、保護者、教職員他に周知されている。

教育研究組織は学部を基盤に研究科、更に、大学の教育理念と大学に課せられた教育研究課題に基づいて附属機関の「学術研究所」、地域連携のための「生涯学習センター」を設け、教育研究の関連性を保ちながら実践的に行うことのできる組織を構築している。それらは、教授会、学部長会議、学科会、教務委員会その他各種委員会により連携が図られている。教養教育については、教務委員会を中心とした組織上の措置がとられている。

学部ごとに人材養成の目的、教育研究上の目的を学則に明示し、教育目的を達成するために、「学びのキーワード」をもとにした積上げ式の学修や「企業学習プログラム」の導入をするなどして、社会が求める人材ニーズや多岐にわたる学生の将来の進路に応えるために工夫している。

すべての学科で定員充足を果たしており、学生数を適切に管理している。学生への学習支援体制はクラスアドバイザーを中心に整備され、就職・進学についても 1 年次から計画的かつ体系的に支援体制を構築している。

教育課程を遂行するために必要な専任教員数は、設置基準を満たしており、在籍学生に対する教員数、教員担当時間数も適正である。教員の専任・兼任の比率、年齢構成はほぼ適切である。

また、教職員を対象とした「全学教職員の集い」を開催し、建学の精神・教育の理念、学園の主要事業並びに大学をめぐる諸情勢などに対する共通認識保有への努力を行っている。

理事会及び大学の管理運営体制は寄附行為や組織に関する規程、学則などによって整備され適切に機能している。

安定した収容定員充足率で、収入と支出の健全なバランスを保持した財務運営を行っている。借入金もなく余裕のある金融資産を保持し資産状況は健全である。

校地、運動場、校舎の面積は、教育研究目的を達成するために必要な大学設置基準を充足しており、各施設設備の維持管理についても注意が払われ法的定期点検を履行している。

図書館では、鎌倉市立図書館との相互利用ができる貸出システムを構築し地域への貢献を図っている。公開講座は、毎年多くの受講者があり利用者にも好評を得ている。中でも「鎌倉市教育委員会・鎌倉女子大学共催特別講座」は、平成 5(1993)年度から毎年実施しており、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

組織倫理については、就業規則に職務遂行上の倫理原則をおき、公的責任を負う組織機関としての学園の方針を明確に定めている。

一貫した女子教育を目的とした鎌倉市唯一の大学、これまでの歴史の中で培った地域社会との結びつきを大切にして、大きな発展を遂げてほしい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」・目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」・姿勢「人・物・時を大切に」・方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」・体系「徳育・知育・体育の調和」の 5 つの教育的課題を包含し、募集要項や入学案内、また、広報誌「学園だより」や機関誌「緑苑」、ホームページなどさまざまなメディアを活用して、学生、保護者、教職員他に周知されている。更に、学内においては、入学式、卒業式での学長式辞や「学生生活の手引」などの各種配付物、そして、学部、大学院ともに必修科目として開講される学長による講義（学部「建学の精神」・大学院「建学の精神特論」）によって学生への周知を促している。

また、大学の目的は、大学学則第 1 条第 1 項及び大学院学則第 1 条第 1 項にそれぞれ定められ、大学案内、履修の手引などに掲載し、周知徹底を図っている。建学の精神と同様に学内外に示され、教職員に対しては、毎年実施している「全学教職員の集い」において学長・理事長及び学園長から、建学の精神と合わせて大学の使命・目的に基づく運営方針が伝えられ共通理解が図られている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は、教育の理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」と教育目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」に基づき、家政学部、児童学部、教育学部を設置し、更に、高度な教育研究機関として大学院児童学研究科を設置している。

教育研究組織は学部を基盤に研究科、更に大学の教育理念と大学に課せられた教育研究課題に基づいて附属機関の「学術研究所」、地域連携のための「生涯学習センター」を設け、教育研究の関連性を保ちながら実践的に行うことのできる組織を構築している。

教養教育に関しては、教務部長を中心に教務委員会が主導的役割をもち、「情報教育推進委員会」や教養講座運営担当者の配置により運営体制を整備している。

教育研究組織の運営は、学長を中心とした教授会、学部長会議で、重要な案件の慎重なる審議と意思決定がなされ、また、学科会及び各種委員会が設置され、相互に連携が保たれている。大学院については、大学院委員会と研究科委員会が設置され、学部との連携が保たれている。学習者の要求は「授業改善アンケート」の実施や再編成された「FD 推進室」において対応し、組織は十分に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部の人材養成の目的、教育研究上の目的を学則に明示し、学科については、「履修の手引き」に「カリキュラムの特徴」として記載している。教育目的を達成するために、積上げ式の学修と、社会が求める人材ニーズや将来の進路を見据えた選択肢の提供を同時に設定することにより、多岐にわたる学生の将来の進路に応えるために工夫がみられる。

また、各学科に「学びのキーワード」を設定し、学生がそれぞれの興味や関心、将来の進路などに沿って自ら自覚的・体系的に学習していくことができるように工夫している。

教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されている。教養教育科目において、建学の精神と大学の教育目的が、教育課程に反映されている。専門教育科目の必修単位数を低く設定し、多くの選択科目を提供し、専門教育科目の基礎教育科目は必修とするなど工夫がみられる。

シラバス及び成績評価基準については、学部・大学院ともに明確であり、履修単位の上限を設けている。

平成 22(2010)年度からは、「授業改善のためのアンケート調査」が全専任教員を対象に実施されることになっており、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

【参考意見】

- ・「教養講座①～⑤」の授業計画をシラバスに掲載しておらず、学科ごとに別途プリント配付としていることについて、他教科目と同様にあらかじめシラバスに掲載することが望

まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

平成 23(2011)年入試からはアドミッションポリシーが明確に示され、学生募集のさまざまな機会の中で周知徹底が図られている。

学生に対する学習支援体制については、各学科にカリキュラム・免許・資格に精通した教務担当教員を最低 2 人配置するなど履修指導、学習相談への対応がきめ細かく行われており、特に、クラスアドバイザー制度が適切に機能している。学習支援の体制が整備され、適切に運営されている。

学生サービスの体制についても、クラスアドバイザー、「学生センター」（学生生活委員会）、学生相談室、保健センターなど、多面的な学生サービス体制が整備されており、適切に運営されている。

就職・進学支援などの体制は、1 年次から計画的・体系的に支援体制を構築している。特に、「就職センター」とは別に「教職センター」を設置し、学生の教職への就職・進学に関する支援を充実させている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な専任教員数は、設置基準を満たしており、在籍学生に対する教員数、教員担当時間数も適正である。教員の専兼比率、年齢構成はほぼ適切である。

教員の採用・昇任は「鎌倉女子大学教員資格審査規程」に基づき、「教員資格審査委員会」が審査を行い、研究業績を主体とし、更に、人間性を重視した選考で運営されている。教員の昇任に関しては、「教員資格審査規程」に則り、毎年提出される「教育活動報告書」及び「研究活動報告書」が評価の一部として利用されているなど、慎重な審査体制で運営されている。

教員の教育担当時間は、研究時間確保のために配慮され、また、教員の教育研究活動の支援は、「学術研究所」内に「研究支援課」を配置し、整備されている。大学における研究費資源は個人研究費、学術研究所研究費が予算化されている。

「授業改善のためのアンケート調査」は、1 セメスター内で数回実施され、その結果のフィードバックが期間内に処理されている取組みは、授業評価に対する敏速な対応ができ

るようにシステムが構築されている。

FD(Faculty Development)活動は、授業評価に関する活動など積極的になされているが、教員相互の意見交換、授業参観、更に、科学研究費補助金の採択などに向けて一層の推進が期待される。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

組織編制の基本として「管理規程」「事務分掌規程」などがあり、これら規程に基づき職務体制を構築している。また、職員採用において「公募制による職員募集」を採入れるなど人材登用にも力を注いでいる。昇任・異動においても「職員任用規程」「職員昇任方針」といった制度などが制定され適切に運営されている。

職員の資質・能力向上のための取組みとして、各部署での部内研修会の実施や外部研修会への参加を行っている。「学術研究所」主催の FD(Faculty Development)活動の一環としての「もちまわり講義」への職員参加も実施している。こうした研修の実施・参加に加えて「目標管理制度」「人事考課制度」「職務目標報告書—職務上の達成目標、目標の達成度、今後の課題」などの諸制度も整備され、実施されている。これらの制度は、人事管理面のみならず個々の職員の資質・能力向上のための取組みにもなっている。

教育研究支援に関しては、平成 22(2010)年度から研究支援課を設置し、教員の研究費の一元管理や科学研究費補助金申請に関する支援体制強化を図っている。この組織変更により支援体制の構築と実効性の向上に努めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会及び大学の管理運営体制は、寄附行為や組織に関する各種規程と学則によって整備され機能している。その管理運営体制の一環として各部署間の意思疎通及び学内の重要事項についての連絡協議のため理事長、常務理事、併設校を含む全所属長をメンバーとした「全学連絡協議会」を月 1 度開催している。これにより学内への指示徹底と問題点などに関する共通認識を図るなど、管理運営は適切に機能している。

教学部門と管理部門との連携においても「全学連絡協議会」の開催が適切に機能している。更に、理事長と学長、常務理事と学長特任補佐の兼務という極めて特徴的なガバナンス体制により、現状においてはその強力な指導力・統率力のもとで、教学部門と管理部門が連携し担当業務を遂行している。

自己点検・評価に関しては、毎年度初めの目標設定、年度末での達成度点検、「自己点検評価報告書」の作成とホームページでの公表など、体制は確立され大学運営の改善・向上につなげる仕組みが整えられている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

安定した収容定員充足率と支出管理により、帰属収入と消費支出は良好なバランスを保持しており健全である。資産状況は良好で、借入金もなく多額の金融資産を保有しており、第 3 号基本金などの組入れも積極的に実施している。このように大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しているといえる。また、会計処理においても公認会計士の監査のもと適正に行われている。

財務情報の公開方法に関しては、閲覧請求に基づく開示、ホームページでの公開、「学園だより」への掲載などの手段によっており適切である。地域から信頼される大学として、今後、公表内容の一層の充実を図ることが期待される。

外部資金の導入に関しては、研究支援課を設置するなど、科学研究費補助金などの獲得支援に向けて事務組織面の整備と人員配置がなされ、教育研究充実に向けた外部資金導入の努力が継続して行われている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、運動場、校舎の面積は、教育研究目的を達成するために必要な設置基準を充足しており、「キャンパス整備事務局」「施設管理部」を中心に各施設設備の維持管理についても注意が払われ法定点検を履行している。

校舎は、明るくコンパクトに設計された大船キャンパスを学園の中心とし、運動場を主体としている岩瀬キャンパス、研修施設として、二階堂学舎（松本記念ホール）、山ノ内学舎（こころの教育の場）とがあり、ゆとりある教育環境である。

平成 23(2011)年度中に着工する学術研究棟整備計画は、平成 24(2012)年度に完成予定で、教員研究室の完全個室化による、更なる研究環境の整備を目指している。

図書館はオンラインによるデータ検索のためのネットワークも整備され、地域住民が閲覧や貸出のために利用できるなど、大学の施設が有効に利用されている。

施設設備の安全確保については、施設管理部職員と関係委託業者の連携を図って法的点検・自主的点検に努めることにより安全を確保している。また、老朽化した施設や機器類に

についても順次改修や新規購入がなされている。バリアフリーは「神奈川県福祉の街づくり条例」に則った施設となっている。

大船キャンパスには中央広場（コミュニティモール）があり、憩いの空間が設けられ、アメニティにも配慮し、学生が自由に利用できるシステムを構築している。また、他の校舎への移動は、スクールバスを運行し学生、教職員への便宜が図られている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学（大船キャンパス）は、松竹大船撮影所の跡地であることから、視聴覚ホールホワイエにスチール写真や当時のカメラなど展示をし、常時開放をしている。図書館では、鎌倉市立図書館との相互利用ができる貸出システムを構築し地域への貢献を図っている。生涯学習センター公開講座は、毎年多くの受講者があり、利用者にも好評を得ている。中でも「鎌倉市教育委員会・鎌倉女子大学共催特別講座」は、平成 5(1993)年度から毎年実施しており、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

「教養講座」では、さまざまな企業から講師を招き、実務に即した内容の講義を行っている。インターンシップによる学生の受入れ企業・自治体も増加しており、家政学部においては、民間企業からの受託研究・学術研究助成を得るなど、企業との関係を築いている。また、首都圏西部大学単位互換協定会の加盟校との単位互換や他大学との課程履修制度などを実施し、他大学との連携にも取り組んでいる。

鎌倉市に立地する唯一の大学、また、日本初の児童学部を持つ大学として、その特色を生かし、子育て支援事業（鎌倉市との共同開催「かまくらママ&パパS カレッジ」、横浜市文化センター「こどもアートキャラバン」、小田急ライフアソシエ「おでかけひろば」）の企画など、児童学部の教員と学生ボランティアが積極的に地域事業へ参画し、地域に根付いた協力関係を維持している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理については、就業規則に職務遂行上の倫理原則を定め、公的責任を負う組織機関としての学園の方針を明確に定めている。また、個人情報に関する規程、セクシュアルハラスメントの防止については、指針やガイドラインを定め、委員会を設置し、体制を整えている。

危機管理体制・対処方法については規程化されており、危機に迅速かつ的確に対応する

鎌倉女子大学

準備が整えられている。

「緑苑」や「学園だより」によって、学内情報が教職員間で共有され、また、大学の教育研究成果は、紀要、研究所報の発刊、市民講座の開設によって、学内外に広報活動する体制が整備されている。

